

令和3年（2021年）11月

区立高齢者集合住宅 入居者募集のご案内

募集案内配布期間 **令和3年11月22日(月)～30日(火)**

〈募集戸数〉

住宅	入居人数	募集戸数	申込番号
羽沢	単身者用	12戸	1
	二世帯用	4戸	2
土支田	単身者用	3戸	3
豊玉	単身者用	2戸	4
	二世帯用	1戸	5
高松	単身者用	2戸	6

〈申込み方法〉

- ① 付属の申込書（水色）に必要事項を記入します。上表の申込番号を選んで申込書へ記入してください。（12ページの記入例をご参照ください） ※記入漏れのものは無効となる場合があります。
- ② 申込書下部の2か所に63円切手を貼ります。 ※切手が貼られていないもの、不足しているものは、抽せん番号や抽せん結果のはがきをお送りできません。
- ③ 12月2日（木）までに下記の窓口を持参するか付属の**練馬郵便局留の封筒（茶色）**に申込書を入れて、84円切手を貼って郵送してください。

締切は、12月2日(木)（郵送の場合はこの日まで）に必着 練馬郵便局留

窓口での受付日時・受付場所		
11月22日(月) ↓ 12月2日(木)	平日：午前8時30分～午後5時15分 土日・祝日：午前9時～午後5時	住宅課住宅係 (区役所本庁舎13階) 土日休日区政案内 (区役所本庁舎2階)

※区民事務所や図書館などでは、受け付けていません。

募集案内の配布期間中は電子申請でも受け付けています。

[練馬区ホームページ] [練馬区立高齢者集合住宅](#) **検索** で検索してください

申込資格について

区立高齢者集合住宅には、つぎの①～⑥をすべて満たす方が申込みできます。

都営住宅に申し込んだ方も、これらの条件を満たしていればお申し込みいただけます

① 練馬区内に3年前からお住まいの方

申込者が、平成30年12月1日以前から申込みの日まで、練馬区内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票等で証明できること。（外国人については在留資格が確認できること。）

② 65歳以上の方で、単身者 単身者用 または60歳以上の同居親族がいる二世帯 二世帯用 である方

65歳は昭和31年12月1日以前、60歳は昭和36年12月1日以前が誕生日である方が、それぞれ該当します。現在一緒に住んでいる家族を分けて申し込むことは、結婚、転勤、就職などの場合を除き、原則としてできません。また、夫婦が別居となる申込みもできません。

単身者用 は、申込者に配偶者がいないか、または資格審査の時までに離婚が成立している一人世帯の方が該当します。

二世帯用 は、申込日現在で、60歳以上の親族（内縁関係の場合は、住民票で「夫（未届）」「妻（未届）」となっている方）と同居している二世帯の方が該当します。ただし、入居して二世帯となる予定の方も含みます。この場合は、同居親族が、つぎのいずれかに該当していなければなりません。

- (1) 独立して生計を営む3親等内の直系血族・直系姻族の方であり、かつ住宅に困っている方（⑤を参照してください）
- (2) 申込日現在、税法上の扶養関係にある方で、住宅に困っている方（同上）
- (3) 婚約者（入居手続きまでに入籍できる方）

③ 世帯の総所得額が所得基準の範囲内である方

6～11ページの計算方法により算出した世帯の年間所得額（入居する方の合計所得金額）が、下表にあてはまる方が該当します（家族の人数には申込者と遠隔地扶養者[※]を含みます）。

家族の人数	年間所得額の範囲
1 人	0 ～ 2,568,000円
2 人	0 ～ 2,948,000円
以下、1人につき38万円を加算	

※ 遠隔地扶養者とは、区立高齢者集合住宅には入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族をいいます。会社や税務署への「扶養親族の申告」が必要です。

④ 自炊ができる程度に自立して生活できる方

自炊などの日常生活に支障がない方、または必要な介護を受けて日常生活を営める方が該当します。

⑤ 住宅に困っている方

- (1) 賃貸住宅、借家、社宅などにお住まいの方は、つぎのいずれかに該当しなければなりません。
 - ア 正当な事由による立ち退き要求（自己の責めに帰すべき事由でない）を受けている方
 - イ 高齢者の生活に不向きな住居（風呂なしなど）にお住まいの方
 - ウ 高額家賃（共益費を除く）の方（年間総収入を月額に換算し、家賃がその25%以上）
- (2) 申込者に自己所有（共有持分も含む）の土地または住居がある場合は、つぎのいずれかに該当しなければなりません。
 - ア 差し押さえや正当な事由による立ち退き要求などを受けており、その所有を失う方（資格審査の際に、所有権の移転を登記簿謄本等で確認します）
 - イ 再建築が困難と認められる、著しく老朽化した住宅にお住まいで、その住宅を区立高齢者集合住宅に入居後2か月以内に取り壊す方（資格審査の際に、取り壊し契約書等で確認します）
- (3) 公的住宅（UR賃貸住宅（旧公団住宅）、公社住宅、都民住宅など）にお住まいの方は、つぎのいずれかに該当しなければなりません。
 - ア お住まいの住宅の建て替えが決定している方
 - イ 現在お住まいのお家賃（共益費を除く）が高額家賃である方（年間総収入を月額に換算し、家賃がその25%以上の方が該当します）

⑥ 暴力団員でないこと

申込者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

入居後のご注意について

区立高齢者集合住宅は公共の施設ですので、公営住宅法をはじめとする法令、規則上の義務があります。下記のような「入居後のご注意」についても、あらかじめご了承ください。

- ① 共用設備の維持管理などのため、住宅の使用料（家賃）のほかに共益費をご負担いただきます。
- ② 高齢者集合住宅では、犬・猫・鳥等の飼育はできません。
- ③ 住宅内では、構造上または安全性等の理由により、一部ご使用いただけない設備や機器等もあります。
- ④ 毎年、世帯の収入額等を報告していただきます。報告がない場合には、近隣の賃貸住宅の賃料に相当する額が使用料として決定されます。
- ⑤ このほかにも事前の申請や届出の義務があります。

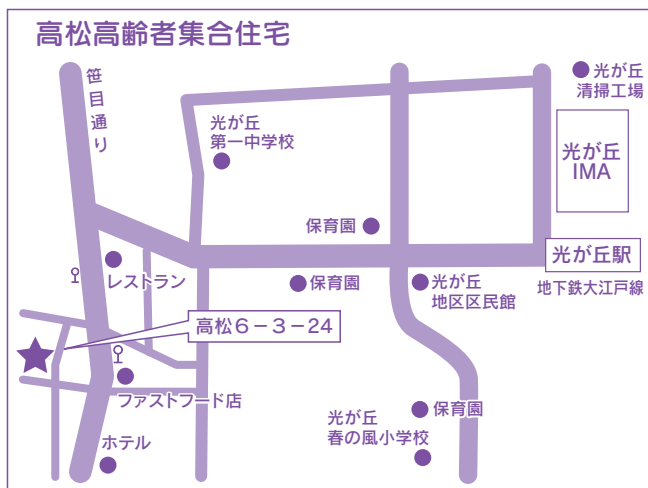
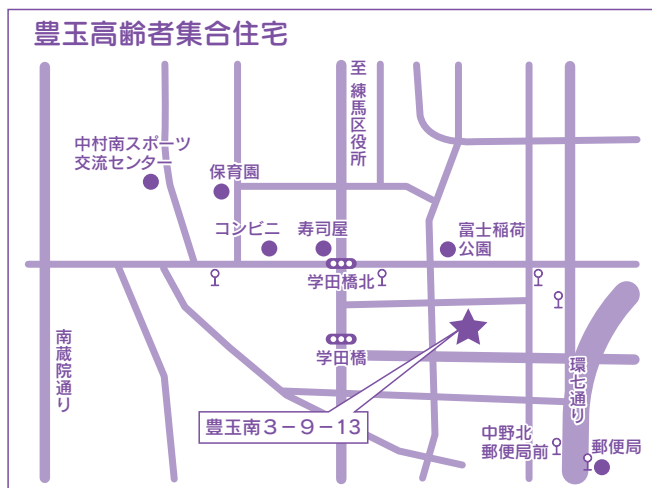
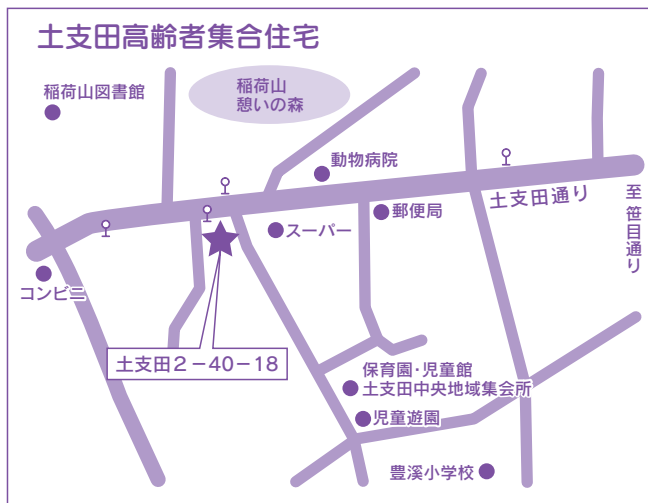
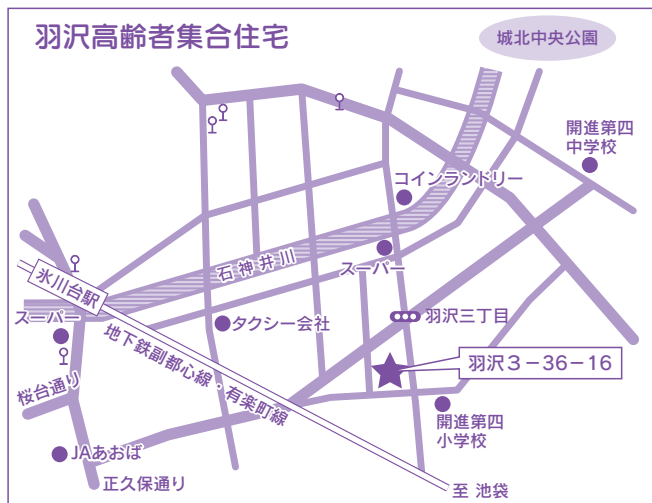
募集する住宅について

区立高齢者集合住宅は、住宅にお困りの高齢者のための借り上げ施設です。

住宅名	住所	予定使用料	
		単身者用	二人世帯用
羽沢高齢者集合住宅 (4階建、50戸)	羽沢3-36-16	1DK (28~33㎡) 16,600円~ 35,400円	2DK (43~50㎡) 24,800円~ 51,500円
土支田高齢者集合住宅 (3・4階建、47戸)	土支田2-40-18		
豊玉高齢者集合住宅 (4階建、19戸)	豊玉南3-9-13		
高松高齢者集合住宅 (4階建、24戸)	高松6-3-24		

※使用料は、部屋の広さ・場所・築年数、本人の所得などにより決まります。

- いずれも平成3~6年に建設された集合住宅です。(各棟にエレベーターがあります)
- 入居者の緊急時に備え、呼出ボタンを押した場合や生活動線上に動きがない場合に発報する緊急通報システムが設置されており、民間の警備会社が安否確認できるようになっています。ただし、ケア付き住宅ではありませんので、家事や介護等のサービスはありません。
- 高齢者集合住宅は、今後順次借り上げ期間が満了します。(羽沢：令和13年9月6日、土支田：令和5年3月12日、豊玉：令和5年10月3日、高松：令和6年2月末日)。区は高齢者集合住宅事業を継続する予定です。借り上げ期間満了後の入居者の方への対応は改めて通知します。



重要：申込みにあたってのご注意

- ① 2通以上応募した世帯は、すべての申込みが無効となります。
- ② 申込み後に、記入内容を変更することはできません。
- ③ 都営住宅(都公募分・練馬区受付分)、区営住宅などの公的住宅の募集で、すでに合格・登録している方は、原則として申し込むことはできません。
- ④ 申込みの代行業者とは、練馬区は一切関係がありませんので、ご注意ください。

〈申込み～入居までのながれ〉

① 申込み後、抽せん番号を通知します	令和3年12月9日(木)頃
↓ 郵便はがき(申込書下部のはがき)でお知らせします。	
② 公開抽せん会を開催して抽せんします	令和3年12月15日(水)午前10時から
↓ 区役所本庁舎19階1907会議室にて行います。当日はお越しにならなくても差しつかえありません。抽せんにより、資格審査対象者と補欠者を決めます。	
③ 抽せん結果を発表・発送します	令和3年12月16日(木)頃
↓ 抽せん結果は下記の場所で発表します。また、郵便はがき(申込書下部のはがき)でも返信します。 (1) 区役所本庁舎13階エレベーターホール (2) 区民事務所(練馬区民事務所を除く) (3) 練馬区ホームページ(検索方法は表紙のとおり) ※ 「補欠者」の方は、「資格審査対象者」の失格や辞退が出た場合に、順番に繰り上がって資格審査対象者となります。補欠の資格は、公開抽せん会から1年以内の日もしくは次回の入居者募集の開始前日のいずれか短い日まで有効です。	
④ 資格審査対象者の資格審査を行います	令和4年1月下旬頃
↓ 審査日時などのご案内は、令和4年1月4日(火)頃に発送します。必要書類をお持ちのうえ練馬区住宅課までお越しください。面接により審査します。	
⑤ 資格審査の合格者に住宅をあっせんします	令和4年4月以降
↓ 原則として、抽せん順位の上位の方からあっせんします。空き家の発生状況により、あっせんが遅れる場合もあります。	
⑥ 入居説明会に出席後、入居許可日から15日以内に入居となります	

入居手続きには、保証金(住宅使用料の2か月相当額)、連絡人となる方1名(または1法人)および身元引受人1名が必要です。

連絡人となる方は、つぎの要件のいずれかを満たす方です。

- (1) 日本国内に住所を有する満20歳以上の方
- (2) 日本国内に主たる事務所が所在する法人

※ 連絡人の方には使用者と連絡を取っていただくほか、緊急の際に使用者の親族と連絡を取っていただくことがあります。

身元引受人となる方は、使用者などに常時の介護が必要になり、これを居宅において受けることができない場合に、一身上の扱いについて、練馬区と協議できる方です。(連絡人と同じ方でも結構です。)

所得額の計算方法について

入居後の世帯の年間所得額を計算する方法は、つぎのとおりです。下の表に書き込みながら、①～⑤の手順で計算して、年間所得額が所得基準(2ページ)を満たしているかご確認ください。

入居する方	①高齢者住宅の所得金額	②個人の特別控除額	③差引額
収入のある方()	円	円	円
収入のある方()	円	円	円

上記の「③差引額」の合計()円 - ④世帯の特別控除額()円
= ⑤ . . . 世帯の年間所得額

① 入居する方の「高齢者住宅の所得金額」を、所得の種類に応じて計算します

厚生年金、国民年金、共済年金などの年金所得 . . . 8ページの方法で計算

個人事業、不動産、利子、配当などの事業所得 . . . 9ページの方法で計算

給料、賃金などの給与所得 . . . 10～11ページの方法で計算

※複数の所得に該当する方は、それぞれの高齢者住宅の所得金額を計算して合計してください。

所得に含まないもの . . . 遺族年金、障害年金、失業給付金、仕送り、増加恩給（併給の普通恩給を含む）、労災保険の各種給付金、生活扶助等の非課税所得、退職金などの一時所得

② 「個人の特別控除額」を計算します

個人の特別控除額(②)は、ひとり親に該当する方は35万円、寡婦に該当する方は27万円を控除額として計算します。

ひとり親に該当する方

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子がいる単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合

寡婦に該当する方

ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに該当する場合

- 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方
- 夫と死別した後婚姻していない方、または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方(この場合は、扶養親族がいることは要件になっていません)

③ 「差引額」を計算します

所得金額(①)から個人の特別控除額(②)を差し引き、差引額(③)を計算します(計算結果が0円未満となる場合は0円とします)。

④ 「世帯の特別控除額」を計算します

6ページの世帯の特別控除額（④）は、申込者本人、または遠隔地扶養者が、下記の4つのいずれかに該当する場合に計算します。

※年齢は令和3年11月30日現在です

(1) 老人扶養控除等	10万円（1人につき）
所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者である、70歳以上の方	
(2) 特定扶養控除	25万円（1人につき）
所得税法上の扶養親族（配偶者を除く）である、16歳以上23歳未満の方 ※平成10年11月24日から平成17年12月1日生まれの方	
(3) 障害者控除（ア～オのいずれかに該当する方）	27万円（1人につき）
ア 愛の手帳3～4度の方 イ 精神障害者保健福祉手帳2～3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度であると判定された方を含む） ウ 身体障害者手帳3～6級の方 エ 戦傷病者手帳第4項症～第2目症の方 オ 65歳以上の方で、ア・ウと同程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
(4) 特別障害者控除（ア～クのいずれかに該当する方）	40万円（1人につき）
※(3)の障害者控除を合わせて受けることはできません。 ア 愛の手帳1～2度の方 イ 精神障害者保健福祉手帳1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度であると判定された方を含む） ウ 身体障害者手帳1～2級の方 エ 戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方 オ 精神上的障害により、事理の弁識能力を欠く方 カ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ク 65歳以上の方で、ア・ウと同程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

※ 遠隔地扶養者とは、区立高齢者集合住宅には入居しないが、申込者の所得税法上の扶養親族をいいます。会社や税務署への「扶養親族の申告」を行い認められていることが必要です。

⑤ 世帯の「年間所得額」を計算します

差引額（③）を計算して、そこから世帯の特別控除額（④）を差し引き、**年間所得額（⑤）**を計算します。⑤の金額が、2ページの所得基準表に当てはまる方は、所得の要件を満たすこととなります。

※ただし、つぎの方は所得を0円とします

申込日現在失業中の方、生活保護受給中の方

なお、人材派遣会社に登録している方は、失業や退職において、その登録が抹消されていること

年金所得の計算方法について

年金所得のある方については、所得金額はつぎのとおりです。

※遺族年金、障害年金は所得とはなりません。

1 令和元年12月以前から年金を受けている方

「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」のはがきなどで確認してください。右の **あ** の金額の合計を、下表の計算式に当てはめて、**高齢者住宅の所得金額**を計算します。

2 令和2年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変わった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などで確認してください。年金の支払額を年額に直して、下表の計算式に当てはめて、**高齢者住宅の所得金額**を計算します。

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所または居所								
	氏名								
	生年月日								
区分	支払金額	源泉徴収税額							
法203条の3第1号適用分	円	円							
法203条の3第2号適用分	円	円							
法203条の3第3号適用分	円	円							
年金の種類	本人				控除対象配偶者の有無等				
	特別障害者	その他障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	有	無	老人控除対象配偶者の有無		
控除対象扶養親族の数		本人以外の障害者の数			社会保険料の金額				
特定	老人	その他	特別	その他	円				
人	人	人	人	人					
(摘要)									
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長									
印									

〈年金受給者の所得金額の求め方〉※高齢者住宅の所得金額を計算してください。

受給者の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	高齢者住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円 ～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	税法上の所得金額 －100,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円 ～1,299,999円	年金収入額－600,000円	税法上の所得金額 －100,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	

※ 「65歳以上」には昭和31年12月1日以前に、「65歳未満」にはその翌日以降に生まれた方が該当します。

※ 4,100,000円以上の場合は練馬区住宅課へお問い合わせください。

※ 複数の年金を受けている方は合計して計算してください。

事業所得の計算方法について

自営業、外交員等の方については、所得金額はつぎのとおりです。

1 令和2年1月1日以前から同じ仕事をしている方

「令和2年分の所得税の確定申告書B」では、**あ**の金額から**い**の金額を引いた金額が、**所得金額**となります。

確定申告をされていない方は、令和2年1月～12月までの所得額の合計額となります（つぎの2の方法により高齢者住宅の所得金額を計算してください）。

令和 02 年分の所得税の確定申告書B

<第一表>

所得金額	事業等①	1899127
	農業②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与⑥	
	雑⑦	
	総合譲渡・一時 ⑦+{(⑧+⑨)×1/2}⑧	い
	合計⑨	あ 1899127

<第二表>

○ 事業専従者に関する事項

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
氏名	練馬 好子	妻	12月	600,000
生年月日	明・大 昭・平 19.5.10			う
氏名				
生年月日	明・大 昭・平 . .			
氏名				
生年月日	明・大 昭・平 . .			
⑬ 専従者給与(控除)額の合計額				600,000

※ ご家族の方を事業専従者としている場合は、**う**の給与額を11ページの計算式に当てはめて、その方の所得額を計算します。

2 令和2年1月2日以降に現在の仕事を始めた方

現在の仕事を始めたときからの月別の収入額、必要経費、所得額を右表に記入して、(1)または(2)の方法により高齢者住宅の所得額を計算します。

※ 病気等により1か月以上収入がない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

(1) 仕事を始めた日が令和2年1月2日～11月1日までの方(令和2年11月～3年10月までの所得額の合計が**高齢者住宅の所得金額**となります。)

(2) 仕事を始めた日が令和2年11月2日以降の方(仕事を始めた日の翌月から令和3年10月までの所得合計を営業した月数で割り、それを12倍した金額が**高齢者住宅の所得金額**となります。)

所得合計 ÷ 営業した月数 × 12 = 高齢者住宅の所得金額
() () ()

働いた月	収入金額 (a)	必要経費 (b)	所得額 (a)-(b)
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			所得合計

給与所得の計算方法について

会社員、店員、日雇い、パート、アルバイト等の方については、所得金額はつぎのとおりです。

1 令和2年1月1日以前から同じ勤務先に勤務している方

「令和2年分給与所得の源泉徴収票」の **あ** の金額が **所得金額** となります。

源泉徴収票が交付されない方は、令和2年1月～12月までの税込支給額の合計（給与額）を次ページの表の推定年収に当てはめて、高齢者住宅の所得金額を計算します。

令和2年分 給与所得の源泉徴収票																
支払 を受け る者	住所 又は 居所	氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名				
		（受給者番号）		（フリガナ）		（役職名）		（受給者番号）		（フリガナ）		（役職名）				
種	別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額								
		円		円		円		円								
				あ												
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		扶養親族の数（配偶者を除く）			障害者の数（本人を除く）		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
有無		円		特 定 老 人 其 他			特 別 其 他		円		円		円		円	
有無				人 従 人 内 人 従 人 内 人 従 人 内			人 従 人 内 人 従 人 内									
(摘要)										配偶者の合計所得		円				

※ 病気等により1か月以上収入がない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

2 令和2年1月2日以降に現在の勤務先に就職した方

現在の勤務先での月別収入を右表に記入して、(1)～(3)のうち該当する方法により、推定年収を計算します。その金額を次ページの表の推定年収に当てはめて、高齢者住宅の所得金額を計算します。

- (1) 就職した日が令和2年1月2日～11月1日までの方
(令和2年11月～3年10月までの収入を合計します。)

$$\text{収入合計} + \text{賞与合計} = \text{推定年収}$$

() () ()

- (2) 就職した日が令和2年11月2日以降の方
(就職した日の翌月から令和3年10月までの収入合計を収入のあった月数で割り、それを12倍します。)

$$\text{収入合計} \div \text{収入のあった月数} \times 12 + \text{賞与合計} = \text{推定年収}$$

() () ()

- (3) 最近就職し、まだ1か月分の給与が支給されていない方
(基本給、家族手当、住宅手当など、毎月必ず支給される固定的給与を12倍します。)

$$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年収}$$

() ()

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入合計	賞与合計

<給与所得者の所得額の求め方>

推定年収を計算した場合は、下表の計算式により**高齢者住宅の所得金額**を計算します。

※複数の所得がある方は推定年収（または給与額）を合計して計算してください。

推定年収（年間総収入額）	税法上の所得金額	高齢者住宅の所得金額
0円～1,628,000円の場合は、つぎの計算方法となります。		
0円 ～550,999円	0円	0円
551,000円 ～1,618,999円	推定年収 －550,000円	税法上の所得金額 －100,000円
1,619,000円 ～1,619,999円	1,069,000円	969,000円
1,620,000円 ～1,621,999円	1,070,000円	970,000円
1,622,000円 ～1,623,999円	1,072,000円	972,000円
1,624,000円 ～1,627,999円	1,074,000円	974,000円
1,628,000円～6,599,999円の場合は、「A」を求めてから所得計算をします。 「A」＝収入金額÷4（割った後、千円未満の端数を切り捨てます。） （例）年間総収入が2,386,998の場合 $2,386,998 \div 4 = 596,749.5 \Rightarrow 596,000$（千円未満切り捨て）・・・A $596,000(A) \times 2.8 - 80,000 = 1,588,800$円（税法上の所得金額）		
1,628,000円 ～1,803,999円	「A」×2.4＋100,000円	税法上の所得金額 －100,000円
1,804,000円 ～3,603,999円	「A」×2.8－80,000円	
3,604,000円 ～6,599,999円	「A」×3.2－440,000円	
6,600,000円～8,499,999円の場合は、下記の計算方法となります。		
6,600,000円 ～8,499,999円	推定年収×0.9 －1,100,000円	税法上の所得金額 －100,000円

区立高齢者集合住宅使用申込書の記入例

下記のとおり、太枠線内の項目をご記入のうえ、2か所に63円切手を貼ってください。
郵送される方は、専用の封筒（茶色のもの）に入れて、84円切手を貼って投函してください。

高齢者住宅

令和3年11月 区立高齢者集合住宅使用申込書

抽せん番号

外国人の方は、本名と通称名の両方をご記入ください。

練馬区長 へ

私は、練馬区立高齢者集合住宅条例に基づき区立高齢者集合住宅の使用を申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、または申込者（現に同居し、または同居しようとする親族を含む。）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。また、許可の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

【無効とならないよう、記入方法をお読みのうえ、太枠線内の欄を記入してください】

申 込 者	希望住宅	希望住宅1つに○をつけてください。 ○羽沢・土支田・豊玉・高松	申込番号	2	募集案内1ページの申込番号を選択し番号を記入して下さい。
	フリガナ	ネリマ イチロウ	(〒176-0099) 練馬区		
氏名	練馬 一郎	住所	豊玉東5-5-1 練馬荘102		
生年月日	大(昭) 22年10月1日(満74歳)	区内居住年数	21年	電話	03(3995)1111

本冊子の1ページより希望住宅を選択し、1~6の番号を記入してください。

必ず63円切手2枚を貼ってください。抽せん番号や抽せん結果は、このはがきでお知らせします。

※外国人の方は、「氏名」欄に本名と（ ）内に外国人通称名を記入してください。

二人世帯用に 申し込む方は記入してください。 ※単身者用の方は不要です。	同居する家族の氏名	年齢	申込者との続柄
	練馬 花子	満74歳	妻

切り離さないでください

郵便はがき②

63円切手を必ず貼ってください

176-0099

郵便はがき①

63円切手を必ず貼ってください

176-0099

住所 練馬区
豊玉東5-5-1 練馬荘102

住所 練馬区
豊玉東5-5-1 練馬荘102

氏名 練馬 一郎 様

氏名 練馬 一郎 様

申込番号 2
募集案内1ページの申込番号を選択し番号を記入して下さい。

申込番号 2
募集案内1ページの申込番号を選択し番号を記入して下さい。

令和3年11月
区立高齢者集合住宅
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
練馬区都市整備部住宅課

令和3年11月
区立高齢者集合住宅
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
練馬区都市整備部住宅課

抽せん結果のお知らせ

抽せん番号のお知らせ

お問い合わせ
練馬区都市整備部住宅課（区役所本庁舎13階）
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 ☎ 03-5984-1619

